呉市職員働き方改革推進プログラム(案)について(報告)

1 プログラム策定の目的

国において、平成30年6月に、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)が制定され、時間外勤務の上限規制や年次有給休暇取得の義務化などの制度が順次施行されるなど、ワーク・ライフ・バランスの推進や業務の生産性向上などの職場環境づくりの重要性が増してきています。

本市においては、多様化・複雑化する市民ニーズや新たな行政課題への対応など、業務量の増加や業務内容の複雑化により、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得が十分に進んでいない状況もある中で、第5次呉市長期総合計画前期基本計画の施策として、「働き方改革の推進」を掲げており、職員の働き方改革の庁内推進体制を構築し、業務の改革・改善、長時間勤務の是正、働きやすい職場環境の整備に向け、全庁的に取組を進めていくため、その方向性や必要な取組内容を示したプログラムを策定することとしました。

2 本市の現状

本市においては、第2次呉市職員体制再構築計画に基づき職員数の適正化を進めている中で、多様化・複雑化する市民ニーズや新たな行政課題への対応など、業務量の増加や業務内容の複雑化により、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得が十分に進んでいない状況にあります。

また、平成30年豪雨災害以降、時間外勤務やメンタル系疾患での療養休暇者数に増加傾向が見られます。

3 これまでの主な取組

- (1) 時間外勤務の縮減
 - 一斉定時退庁の取組、サマーシフトの試行(早出・遅出勤務)、モデル部署による時間外勤務是正の取組とその検証等
- (2) 休暇取得の促進

各課の年間目標において休暇取得日数を設定,年間5日以上の時季指定義務を明示(現業等) 等

- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止の取組 時差出勤、在宅勤務の試行(テレワーク用パソコンの導入)、ウェブ会議の活用 等
- (4) 職員のメンタルケア

ストレスチェックの実施と検証、こころの健康相談の実施、毎週月曜日の庁内放送(メンタルヘルス対策・声掛け運動)

4 今年度の取組状況

働き方改革に関し、全庁的に協議・検討を進めていくため、令和3年5月28日に、総務部長を委員長とする呉市職員働き方改革推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置し、取組を進めるとともに、委員会を補佐する幹事会やワーキング・グループにおいて、プログラム案の作成に向けて、協議・検討を行いました。

<u></u>	クロスVIFACE IN C, MR ACTIV よした。
R3/ 5/28	呉市職員働き方改革推進委員会を設置
R3/ 6/ 2	第1回委員会開催
	・委員会設置要綱の内容,働き方改革推進関連法・他都市の取組状況等の説明,全庁的な取組の趣旨・推進方法の説明,共通認識
R3/ 7/ 1	第1回幹事会開催
	・委員会資料・協議内容、幹事会とワーキング・グループの役割等の説明
	・「働き方改革推進のための諸課題抽出について」の説明及び依頼
R3/ 7/ 2	・「働き方改革推進のための諸課題抽出について(依頼)」庁内照会
	⇒215件の諸課題・改善案が提出
R3/10/20	・ワーキング・グループの指定(関係課グループリーダー等)
	(人事課,行政改革課,情報統計課,財政課,教育総務課)
R3/10/25	第1回ワーキング・グループ会議開催
	・「働き方改革推進のための諸課題抽出に係る意見提出について(依頼)」の関係課照会
	⇒課題の類型化・分析と取組内容への反映について検討
R3/11∼	・呉市職員働き方改革推進プログラム(素案)の作成
R4/ 1~2	・ワーキング・グループにおいてプログラム(素案)の内容確認・修正
R4/ 2/16	第2回幹事会開催
	・プログラム(素案)に関する意見交換
R4/ 3/ 1	第2回委員会開催
	・プログラム(素案)に関する意見交換,プログラム(案)の決定

5 取組期間

プログラムの取組期間は、令和3年度から令和7年度までとします。

6 取組目標·指標

(1) 目標

平時における時間外勤務ゼロ、休暇の完全取得

(2) 指標(第5次呉市長期総合計画 前期基本計画)

仕事にやりがいを感じている職員の割合 令和元年度:67.0% ⇒ 令和7年度:80.0%

7 取組内容

本プログラムは、「業務の改革・改善」、「長時間勤務の是正」、「働きやすい職場環境の整備」及び「持続可能な組織体制の整備」を取組の4本柱とし、取組が必要な内容を個票として作成しており、これを全庁的に共有し、この内容を参考に、職員個人として、組織として取組を考え、実施することとします。

職員一人ひとりで心掛け、行っていく取組のほか、人事課や行政改革課を始めとした関係課において具体的な計画・制度設計・運用方法を決定し取り組むものや、予算の確保が必要な委託等の取組など、取組の進捗状況を確認しながら、より効果的な取組を検討し、計画的に実施するとともに、必要に応じプログラムの見直し等も行っていきます。

これらの取組を進めることにより、呉市職員の「働きやすさ・働きがいの向上」、「ワーク・ライフ・バランスの実現」及び「効率的で質の高い働き方の実践」へとつなげていき、その結果、「職員一人ひとりが健康で、イキイキと働き続けることができる」職場環境が形成され、職員がその能力を最大限に発揮することができるようになることにより、組織全体として「市民サービスの向上」の実現を目指していきます。

市民サービスの向上



職員一人ひとりが健康で、イキイキと働き続けることができる



働きやすさ・働きがいの向上

ワーク・ライフ・バ・ランスの実現

効率的で質の高い働き方の実践









1 業務の改革・改善

- ① 会議の効率化
- ② マネジメント力の強化
- ③ 新たなICTの導入
- 4 事務事業の見直し
- ⑤ 内部統制体制整備
- ⑥ 意識改革

2 長時間勤務の是正

- ① 時間外勤務命令の上限設定
- ② ノー残業デーの徹底・拡充
- ③ 勤務時間・出退勤時間の管理
- ④ 応援·協力体制
- ⑤ 意識改革(再掲)
- ⑥ マネジメント力の強化(再掲)

3 働きやすい職場環境の整備

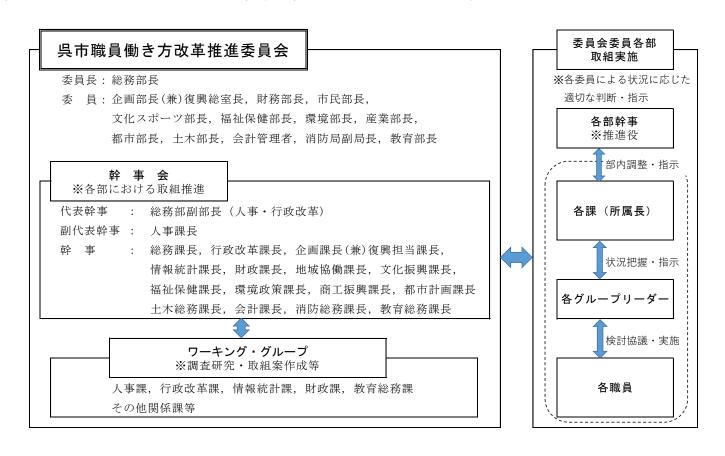
- ① ストレスチェックを活用した職場改善
- ② 仕事と育児・介護の両立支援
- ③ 柔軟な勤務時間制度の検討
- 4 テレワークの導入検討
- ⑤ 計画的な休暇取得
- ⑥ 女性活躍
- ⑦ 長時間勤務者の心身の状況把握

4 持続可能な組織体制の整備

- ① 能力や適性に応じた積極的な登用
- ② 適材適所の人員配置
- ③ 将来を見据えた人材育成
- ④ 能力や成果が適切に反映される 人事評価制度
- ⑤ 再任用職員等の多様な 任用形態の活用
- ⑥ 組織体制の見直し

8 推進体制

令和4年度からの本プログラムに基づく取組推進に当たっても、委員会(委員会を補佐する幹事会やワーキング・グループを含みます。)において、各課等における取組の進捗管理、検証、見直しなどを行います。



9 今後の予定

3月中にプログラムを公表(呉市ホームページ、庁内LAN等)し、プログラムに基づき働き方改革の取組を進めていきます。 委員会は年1回程度開催し、取組推進についての共通認識を図り、取組の機運を高めるとともに、幹事会やワーキング・グループ会議で、進捗状況等の確認・検証等を行います。

また、年度ごとの具体的な取組の検討・研究、適宜プログラムの見直しなども行い、必要に応じて、委員会に諮り、より効果的な取組とします。